

## 住宅新築・リフォーム支援事業

## 補助金のご案内

宮古市は、建材価格の高騰による、住宅取得や改修への経済的な負担軽減のため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住宅の新築およびリフォーム費用の一部を補助します。



## 申請受付期間

令和8年4月8日(水) 午前9時 受付開始

【住宅新築補助】令和8年7月31日 受付終了

【リフォーム補助】令和8年12月25日 受付終了

※ただし、申請額が予算額に達した時は、受付期間内であっても終了します。



## 補助対象工事

- ・市内に本店を有する施工業者（法人又は個人事業者）による工事であること。
- ・補助金の交付決定後に着手する工事であること。
- ・令和9年2月26日(金)までに完了届を提出できる工事であること。  
※新築補助の場合は、検査済証の交付を受けたうえで完了届を提出すること。
- ・以下のいずれかに該当する工事を対象とする。

工事の種類	工事例
①新築工事	住宅の新築
②省エネルギー化工事	高気密・高断熱化、高効率設備の導入 等
③生活の支障改善工事	段差解消、手すり設置 等
④水洗化工事	下水道接続、合併浄化槽、水洗化便器 等
⑤防災・防犯・鳥獣対策工事	耐震改修、雪止め、雨どい、擁壁、外構 等
⑥長寿命化工事	外壁、屋根、クロス、障子、襖、畳、建具 等

その他要件、申請の流れ等は裏面をご確認ください。

## 補助対象住宅

- 賃貸用ではない住宅であること。
- 集合住宅の場合は居住専用部分のうち、補助対象者の専有部分であること。
- 店舗等との併用住宅の場合は、居住専用部分であること。

## 補助対象者

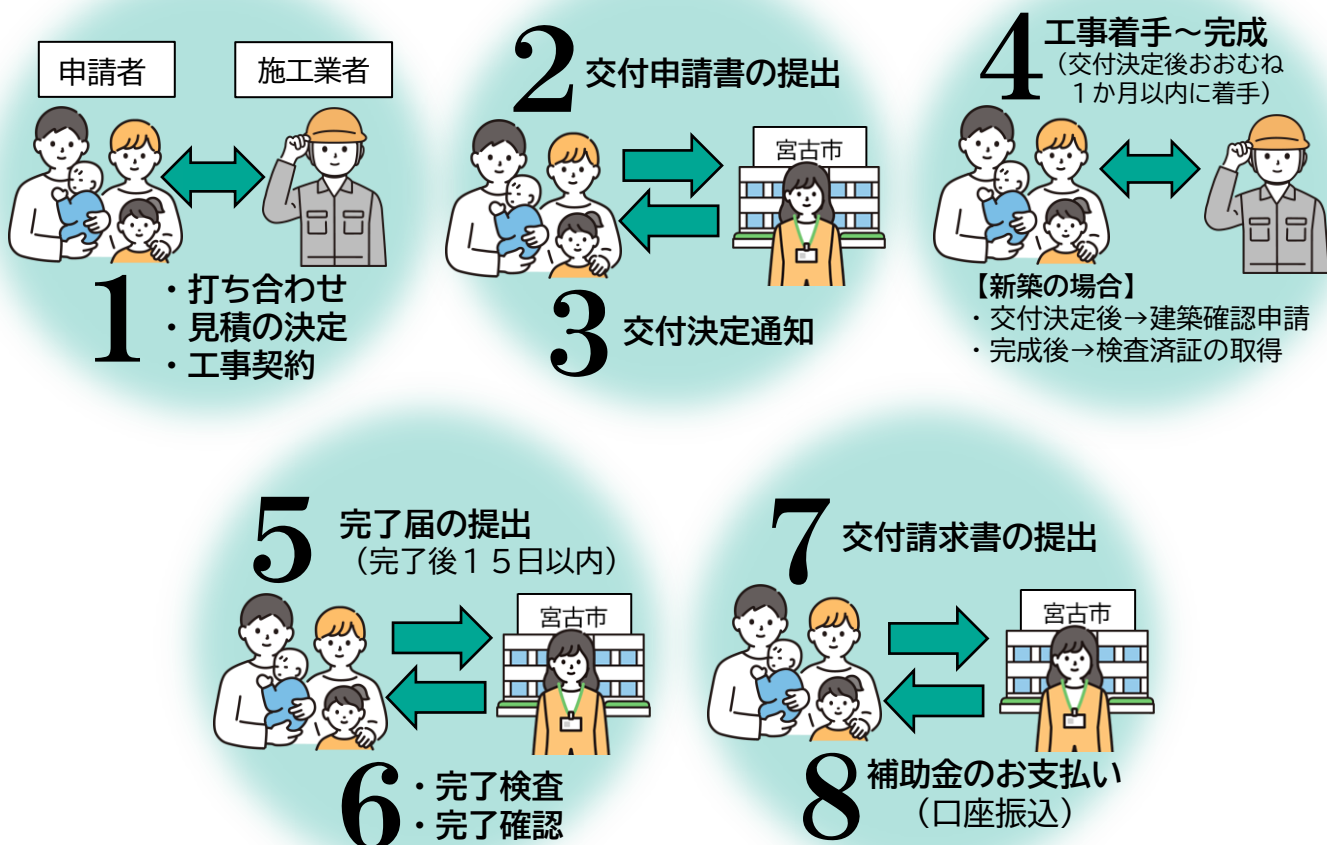
新築工事	リフォーム工事
<ul style="list-style-type: none"><li>• 申請日において39歳以下の建築主</li><li>• 完成後に当該住宅に居住する方</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 市内に住所がある方</li><li>• 対象住宅に居住する当該住宅の所有者</li></ul>

### 【共通事項】

- 補助対象者及び世帯員に市税などの滞納がないこと。
- 補助対象者及び世帯員が暴力団員でないこと。
- 同一世帯において、この補助金の交付を受けた方がいないこと。



## 補助申請の流れ



### 【お問い合わせ先】

宮古市宮町一丁目1番30号  
宮古市都市整備課住宅政策係  
TEL 0193-68-9107 (直通)

市ホームページは  
こちらから

